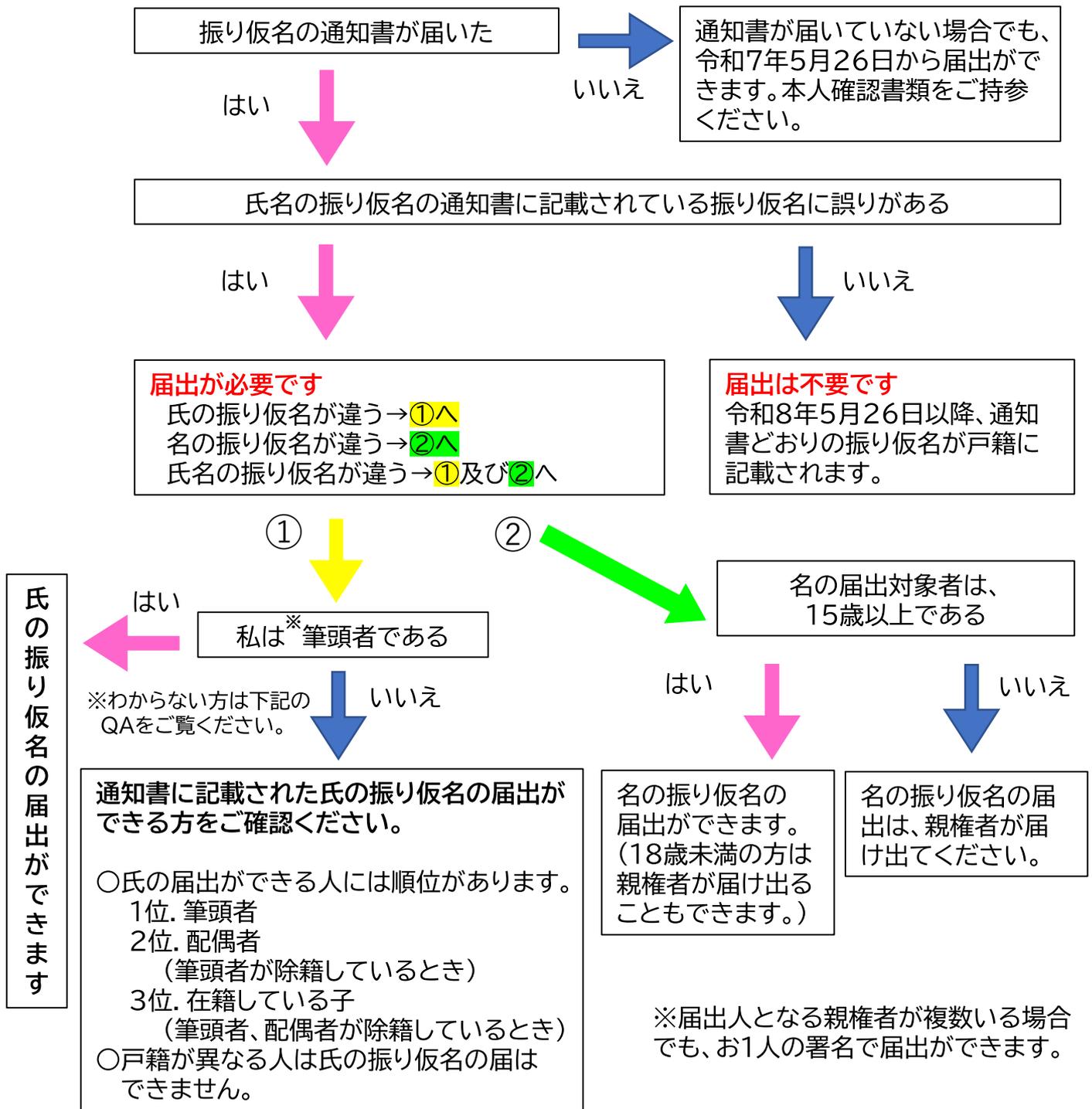


振り仮名の届に関するフローチャート

届出期間
令和7年5月26日から
令和8年5月25日まで



【氏または名の届出をされる方へ】

一般に認められている読み方以外の読み方で届け出る場合は、その読み方が通用していることがわかる資料(パスポート、預貯金通帳、診察券など)を持参のうえ、来庁ください。

Q. 筆頭者とはだれですか？

A. 戸籍の最初に記載されている人です。戸籍は、夫婦とその未婚の子を単位として作られています。婚姻届を提出する際に氏に変更がなかった方が筆頭者です。

マイナンバーカードをお持ちの方はマイナポータルからの届出が便利です。

振り仮名の届について知りたいときは、法務省コールセンター 0570-05-0310 へ